

都道府県中間年評価書

都道府県名	山形県	担当部署	農林水産部農村計画課
(市町村数)	(協定数)		
<ul style="list-style-type: none"> 全市町村数：35 対象市町村数：34 促進計画策定市町村数：34 交付市町村数：33 	<ul style="list-style-type: none"> 協定数：485 基礎単価：123 体制整備単価：362 集落協定：477 個別協定：8 		
(交付面積)	<ul style="list-style-type: none"> 耕地面積：119,400h a 対象農用地面積：9,837h a 交付面積：8,284h a 		
(基礎単価：1,092h a、体制整備単価：7,192h a)	<ul style="list-style-type: none"> 加算単価面積：215h a (集落連携・機能維持加算：110h a、急傾斜農地保全加算：105h a) 地目別交付面積：田 7,966h a、畑 278h a、草地 40h a 交付基準別交付面積：急傾斜 4,546ha、緩傾斜 3,732h a、 小区画・不整形 5h a、高齢化・耕作放棄率 1h a 		
交付総額	1,206百万円	配分割合	(個人) 612百万円 (共同取組) 594百万円
(協定の概要)	<ul style="list-style-type: none"> 1 協定当たりの参加者数：19人、交付面積：17h a、交付金額：249万円 参加者1人当たりの交付金額：13万円 1 市町村当たりの協定数：15、交付面積：251h a、交付金額：3,655万円 		
交付金交付の評価（運用第17等）			
評価方法	<p>(1) 集落協定と個別協定の自己評価</p> <p>(2) 自己評価を踏まえて市町村が評価</p> <p>(3) 市町村評価を踏まえて県が評価</p> <p>(山形県農村環境保全推進委員会（第三者委員会）において、評価案の審議)</p>		

都道府県中間年評価書

評価項目

評価項目は、集落協定（又は個別協定）にて農業者が取り組むことにしている下記の項目について、中間年次である平成29年度までの実施状況及び、最終年次である平成31年度の実施見込について、評価手順に基づき、項目ごとに4段階（◎、○、△、×）で評価し、更に全体の評価として4段階（◎ 優良、○ 適当、△ 要指導助言、× 不可）の総合評価を行う。

1 集落協定

- (1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況
- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況
 - 1) 耕作放棄の防止等の活動
 - 2) 水路・農道等の管理
 - 3) 多面的機能を増進する活動
- (3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況
 - 1) 農用地等保全体制整備
 - 2) A要件（農業生産性の向上）
 - 3) B要件（女性・若者等の参画を得た取組）
 - 4) C要件（集団的かつ持続可能な体制整備）
 - 5) 加算措置の取組状況
 - ①集落連携・機能維持加算
 - ②超急傾斜農地保全管理加算
- (4) 集落協定内における話し合いの状況
- (5) 集略戦略の取組状況

2 個別協定

- (1) 利用権等の設定又は同一生産行程における基幹的農作業の受委託の達成状況
- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況
 - 1) 耕作放棄の防止等の活動
 - 2) 水路・農道等の管理
 - 3) 多面的機能を増進する活動
- (3) 利用権の設定等として取り組むべき事項の達成状況

都道府県中間年評価書

1 集落協定

(1) 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

- ・H29年度までの実施状況を踏まえ、H31年度までの実施見込を市町村が評価した結果、「優良」または「適当」と評価された協定は、全体の98.4%となっており、ほとんどの集落において達成が期待される。達成の度合いが低い協定には、市町村とともに達成に向けた指導助言を行う必要がある。

項目	判定	協定数	割合
評価	優良 ◎	47	9.9%
	適当 ○	422	88.5%
	要指導助言 △	8	1.6%
	返還 ×	0	0.0%

※市町村が評価した結果の集計（以下同じ）

◎9.9+○88.5=98.4%

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況

1) 耕作放棄の防止等の活動

- ・耕作放棄の防止等の活動では、「農地の法面管理」（全協定の85.5%）に取り組んでいる集落が最も多くなっている一方で、「既耕作放棄地の林地化」、「限界農地の林地化」に取り組んでいる集落は少ない。いずれの活動もH31年度まで実施見込の割合は90%以上で高い。
- ・市町村の「優良」または「適当」の評価は、全体の97.5%となっており、多くの協定で取り組みの実施が見込まれる。評価が低い協定には、計画した活動の課題を個別に聞き取るなどして市町村とともに実施に向けた指導助言を行う必要がある。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込（◎と○の計）	
		協定数	割合
賃借権・農作業の委託	245 (51.4%)	242	98.8%
既耕作放棄地の復旧	-	-	-
既耕作放棄地の林地化	1 (0.02%)	1	100.0%
既耕作放棄地の保全管理	40 (8.2%)	36	90.0%
農地の法面管理	408 (85.5%)	405	99.3%
柵・ネットの設置	26 (5.3%)	26	100.0%
限界的農地の林地化	1 (0.02%)	1	100.0%
簡易な基盤整備	69 (14.2%)	64	92.8%
担い手の確保	17 (3.8%)	16	94.1%
地場農産物の加工・販売	-	-	-
土地改良事業	-	-	-
自然災害を受けている農用地の復旧	-	-	-
地目変換	-	-	-
その他	23 (4.7%)	23	100.0%
評価	優良 ◎	60	12.6%
	適当 ○	405	84.9%
	要指導助言 △	12	2.5%
	返還 ×	0	0.0%

◎12.6+○84.9=97.5%

都道府県中間年評価書

2) 水路・農道等の管理

- 水路・農道等の管理は、ほぼ全協定で計画されており、いずれもほとんどの協定でH31年度まで実施が見込まれる。
- 市町村の評価で「優良」または「適当」と評価された協定は、全体の99.8%となっている。

活動内容		協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
			協定数	割合
水路の管理		458 (96.0%)	455	99.3%
農道の管理		476 (99.8%)	473	99.4%
その他の施設の管理		6 (1.2%)	6	100.0%
評価	優良 ◎		70	14.7%
	適当 ○		406	85.1%
	要指導助言 △		1	0.2%
	返還 ×		0	0.0%

◎14.7+○85.1=99.8%

3) 多面的機能を増進する活動

- 多面的機能を増進する活動は、「周辺林地の下草刈」(全協定の62.7%)、「景観作物の作付け」(全協定の40.0%)で多く取り組まれており、いずれもほとんどの協定でH31年度まで実施が見込まれる。
- 市町村の評価で「優良」または「適当」と評価された協定は、全体の97.1%となっており、多くの協定で取組みの実施が見込まれるが、評価が低い協定には、市町村とともに実施に向けた指導助言を行う必要がある。

活動内容		協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
			協定数	割合
周辺林地の下草刈		299 (62.7%)	293	98.0%
土壌流亡に配慮した営農		6 (1.3%)	6	100.0%
棚田オーナー制度		1 (0.2%)	1	100.0%
市民農園等の開設・運営		2 (0.4%)	2	100.0%
体験民宿 (グリーン・ツーリズム)		3 (0.6%)	3	100.0%
景観作物の作付け		191 (40.0%)	189	99.0%
魚類・昆虫類の保護		18 (3.8%)	18	100.0%
鳥類の餌場の確保		2 (0.4%)	2	100.0%
粗放的畜産		-	-	-
堆きゅう肥の施肥		29 (6.1%)	27	93.1%
結抗作物の利用		-	-	-
合鴨・鯉の利用		-	-	-
輪作の徹底		-	-	-
縁肥作物の作付		2 (0.4%)	2	100.0%
その他の活動		49 (95.6%)	48	98.0%
評価	優良 ◎		65	13.6%
	適当 ○		398	83.5%
	要指導助言 △		14	2.9%
	返還 ×		0	0.0%

◎13.6+○83.5=97.1%

都道府県中間年評価書

(3) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施状況

1) 農用地等保全体制整備

- ・将来にわたって適正に協定農用地を保全していくための活動では、「農地法面、水路、農道等補修・改良」（全協定の63.5%）に取り組んでいる集落が多く、いずれもほとんどの協定でH31年度まで実施が見込まれる。
- ・市町村の評価で、「優良」または「適当」と評価された協定は、全体の96.4%となっており、多くの協定で取組みの実施が見込まれるが、評価が低い協定や進捗の度合いが遅い協定は、市町村とともに実施に向けた指導助言を行っていく必要がある。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
		協定数	割合
農地法面、水路、農道等補修・改良	303 (63.5%)	297	98.0%
耕作放棄地復旧又は林地化	-	-	-
農作業の共同活動又は受委託等	51 (10.7%)	50	98.0%
自己施工の箇所、整備内容、受益農地	7 (1.5%)	7	100.0%
農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地	3 (0.6%)	3	100.0%
その他将来に向けた適正な農用地保全に必要な事項	52 (10.9%)	52	100.0%
評価	優良 ◎	33	9.2%
	適当 ○	313	87.2%
	要指導助言 △	13	3.6%
	返還 ×	0	0.0%

◎9.2 + ○87.2 = 96.4%

2) A要件（農業生産性の向上）

- ・A要件を選択した協定は、ほぼ全てで活動の実施が見込まれている。
- ・市町村の評価で「優良」または「適当」と評価された協定は、全体の89.7%となっているが、評価の低い協定には、農作業の共同化や担い手への委託などを個別に指導するなど対応していく必要がある。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
		協定数	割合
機械・農作業の共同化 (ア)	20 (4.2%)	19	95.0%
機械・農作業の共同化 (イ)	9 (1.9%)	9	100.0%
高付加価値型農業の実践	10 (2.1%)	10	100.0%
農業生産条件の強化	7 (1.5%)	7	100.0%
担い手への農地集積	3 (0.6%)	3	100.0%
担い手への農作業の委託 (ア)	5 (1.0%)	4	80.0%
担い手への農作業の委託 (イ)	-	-	-
評価	優良 ◎	7	17.9%
	適当 ○	28	71.8%
	要指導助言 △	4	10.3%
	返還 ×	0	0.0%

◎17.9 + ○71.8 = 89.7%

都道府県中間年評価書

3) B要件(女性・若者等の参画を得た取組み)

- ・B要件を選択した協定は全てで確実な実施が見込まれる。
- ・市町村の評価で「優良」または「適当」と評価された協定は、6集落協定全てで100%となっている。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込(◎と○の計)	
		協定数	割合
新規参加者(女性、若者、NPO法人等)	1 (0.2%)	1	100.0%
新規就農者の確保(ア) 新規就農者1名以上の参加	-	-	-
新規就農者の確保(イ) 生産組織のオペレーターの新規雇用、協定に参加する農業者となるものが1名以上	3 (0.6%)	3	100.0%
地場農産物の加工販売	1 (0.2%)	1	100.0%
消費・出費の呼び込み	1 (0.2%)	1	100.0%
評価	優良 ◎	4	66.7%
	適当 ○	2	33.3%
	要指導助言 △	0	0.0%
	返還 ×	0	0.0%

◎66.7+○33.3=100%

4) C要件(集団的かつ持続可能な体制整備)

- ・C要件を選択した協定は329協定で、A要件、B要件と比較して最も多く、96%の協定でH31年度までの実施が見込まれる。
- ・市町村の評価で要指導助言と評価された協定は、早期の体制整備構築を指導していくことにしている。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込(◎と○の計)	
		協定数	割合
集団的かつ持続的な体制整備	329 (69.0%)	316	96.0%
評価	優良 ◎	0	0.0%
	適当 ○	323	98.2%
	要指導助言 △	6	1.8%
	返還 ×	0	0.0%

◎0.0+○98.2=98.2%

5) 加算措置の取組状況

- ・集落連携・機能維持加算に2協定、超急傾斜農地保全管理加算に19協定で取組んでおり、ほとんどの協定で実施が見込まれる。
- ・超急傾斜農地保全管理加算で、要指導助言とされた協定には、超急傾斜農地の適切な保全活動に取り組むよう指導していく。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込(◎と○の計)	
		協定数	割合
集落連携・機能維持加算(集落協定の広域化支援)	2 (4.0%)	2	100.0%
集落連携・機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)	-	-	-
評価	優良 ◎	0	0.0%
	適当 ○	2	100.0%
	要指導助言 △	0	0.0%
	返還 ×	0	0.0%

◎0.0+○100.0=100%

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込(◎と○の計)	
		協定数	割合
超急傾斜農地保全管理加算	19 (4.0%)	18	94.7%
評価	優良 ◎	0	0.0%
	適当 ○	18	94.7%
	要指導助言 △	1	5.3%
	返還 ×	0	0.0%

◎0.0+○94.7=94.7%

都道府県中間年評価書

(4) 集落協定内における話し合いの状況

- 第4期対策前より話し合いが増加したり、活動計画づくりや実施に必要な話し合いが継続して行われている集落が多いことから、市町村が評価した結果、「優良」又は「適当」と評価された協定は92.7%となっている。4期対策前から話し合いの回数が減少したり、話し合いの回数が少ない協定には、市町村による指導助言を行っていく必要がある。

活動内容		協定数 (割合)	協定数	
			協定数	割合
4期対策前より増加		68 (14.3%)		
4期対策前と変わらない		400 (83.9%)		
4期対策前より減少		9 (1.9%)		
評価	優良	◎	17	3.6%
	適当	○	425	89.1%
	要指導助言	△	35	7.3%

◎3.6+○89.1=92.7%

(5) 集落戦略への取組状況

- 集落戦略の作成の必要性を認識している協定数は207(43.3%)と多いが、実際に集落戦略を作成している協定数は35(7.3%)にとどまっている。
- 市町村の評価で、「要指導助言」と評価された協定数が162(34%)と多く、今後、集落戦略の趣旨、必要性を市町村とともに説明して、集落戦略の作成を促す必要がある。

活動内容		協定数 (割合)	協定数	
			協定数	割合
協定で集落戦略を作成する必要性	必要	207 (43.3%)		
	不必要	130 (27.3%)		
	分からない	140 (29.4%)		
集落戦略の作成状況	作成済	35 (7.3%)		
	作成中	38 (8.0%)		
	未作成	404 (84.7%)		
集落戦略の実現に向けた取組	実施中	37 (7.8%)		
	実施を検討	170 (35.6%)		
	未実施	270 (56.6%)		
評価	優良	◎	2	0.4%
	適当	○	313	65.6%
	要指導助言	△	162	34.0%

◎0.4+○65.6=66.0%

都道府県中間年評価書

2 個別協定

- (1) 利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業の受委託の達成状況
- 個別協定の全て（8協定）で取り組んでおり、H29年度までの実施状況を踏まえ、H31年度までの実施見込みを市町村が評価した結果、「優良」又は「適当」と評価された協定は100%となっている。

項目	判定	協定数	割合
評価	優良 ◎	1	12.5%
	適当 ○	7	87.5%
	要指導助言 △	0	0.0%
	返還 ×	0	0.0%

◎12.5+○87.5=100%

- (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項の達成状況

1) 耕作放棄地の防止等の活動

- 「賃借権設定・農作業の委託」を1協定、「農地の法面管理」を1協定で取り組んでおり、いずれもH31年度まで実施が見込まれることから、「適当」と評価されている。

活動内容	協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
		協定数	割合
賃借権・農作業の委託	1 (12.5%)	1	100.0%
既耕作放棄地の復旧	-	-	-
既耕作放棄地の林地化	-	-	-
既耕作放棄地の保全管理	-	-	-
農地の法面管理	1 (12.5%)	1	100.0%
柵・ネットの設置	-	-	-
限界的農地の林地化	-	-	-
簡易な基盤整備	-	-	-
担い手の確保	-	-	-
地場農産物の加工・販売	-	-	-
土地改良事業	-	-	-
自然災害を受けている農用地の復旧	-	-	-
地目変換	-	-	-
その他	-	-	-
評価	優良 ◎	0	0.0%
	適当 ○	2	100.0%
	要指導助言 △	0	0.0%
	返還 ×	0	0.0%

◎0.0+○100.0=100%

都道府県中間年評価書

2) 水路、農道等管理活動

- ・「水路の管理」、「農道の管理」を2協定で取り組んでおり、いずれもH31年度まで実施が見込まれることから、「適当」と評価されている。

活動内容		協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
			協定数	割合
水路の管理		2 (25.0%)	2	100.0%
農道の管理		2 (25.0%)	2	100.0%
その他の施設の管理		-	-	-
評価	優良 ◎		0	0.0%
	適当 ○		2	100.0%
	要指導助言 △		0	0.0%
	返還 ×		0	0.0%

◎0.0+○100.0=100%

3) 多面的機能を増進する活動

- ・「周辺林地の下草刈」を1協定で取り組んでおり、H31年度まで実施が見込まれることから、「適当」と評価されている。

活動内容		協定数 (割合)	H31実施見込 (◎と○の計)	
			協定数	割合
周辺林地の下草刈		1 (12.5%)	1	100.0%
土壌流亡に配慮した営農		-	-	-
棚田オーナー制度		-	-	-
市民農園等の開設・運営		-	-	-
体験民宿 (グリーン・ツーリズム)		-	-	-
景観作物の作付け		-	-	-
魚類・昆虫類の保護		-	-	-
鳥類の餌場の確保		-	-	-
粗放的畜産		-	-	-
堆きゅう肥の施肥		-	-	-
結抗作物の利用		-	-	-
合鴨・鯉の利用		-	-	-
輪作の徹底		-	-	-
縁肥作物の作付		-	-	-
その他の活動		-	-	-
評価	優良 ◎		0	0.0%
	適当 ○		1	100.0%
	要指導助言 △		0	0.0%
	返還 ×		0	0.0%

◎0.0+○100.0=100%

都道府県中間年評価書

(3) 利用権の設定等として取り組むべき事項の達成状況

- ・1協定で取り組んでおり、H31年度まで確実な実施が見込まれることから、「優良」と評価されている。

項目	判定	協定数	割合	
評価	優良	◎	1	100.0%
	適当	○	0	0.0%
	要指導助言	△	0	0.0%
	返還	×	0	0.0%

◎100.0+○0.0=100%

3 全協定(485)のうち指導助言が必要な協定数

- ・指導・助言が必要な協定数：195
(複数項目で指導が必要な協定があり、項目の累計数は407となっている。指導内容別に分類した累計の内訳は別紙1のとおり)
- ・返還等の措置が必要な協定数：なし
- ・その他：290(上記以外)

4 総合評価判定

(1) 集落協定の判定基準

「優」：「◎」または「○」が6以上かつ「×」がない場合

「良」：「◎」または「○」が4以上かつ集落マスタープランと農業生産活動に「×」がない場合

「可」：集落マスタープランと農業生産活動に「×」がない場合

「不可」：集落マスタープラン、農業生産活動に「×」がある場合

(2) 個別協定の判定基準

「優」：「◎」または「○」が5以上ある場合

「良」：「◎」または「○」が3以上ある場合

「可」：「◎」または「○」が1以上ある場合

「不可」：利用権の設定等または全てが解除された場合

(3) 判定結果

		優	良	可	不可
集落協定	協定数	326	141	10	0
	割合	68.3%	29.6%	2.1%	0.0%
個別協定	協定数	0	2	6	0
	割合	0.0%	25.0%	75.0%	0.0%
合計	協定数	326	143	16	0
	割合	67.2%	29.5%	3.3%	0.0%

優 326+良 143= 469 (96.7%)

全協定 485のうち、「優」、「良」と評価されたのは469協定(96.7%)となりおおむね順調に取り組まれている。「不可」と評価された協定はない。